

自動化ゲート利用案内（外国人用）

法務省入国管理局

これは、自動化ゲートの利用を希望される外国人の方のための利用案内です。内容を十分読んで、ご不明な点は、担当者にお尋ねください。

1 自動化ゲートの設置場所

- 成田空港 … 第1ターミナル及び第2ターミナルの各出国及び上陸審査場
- 中部空港 … 出国及び上陸審査場
- 関西空港 … 北及び南の各出国及び上陸審査場

2 自動化ゲートの利用が可能な方

- 有効な旅券及び再入国許可をお持ちの方
- 有効な再入国許可書又は難民旅行証明書をお持ちの方

3 自動化ゲート利用希望者登録

自動化ゲートの利用を希望する方は、あらかじめ指定された登録場所において、出入国管理及び難民認定法並びに同法施行規則の定めるところ並びにこの利用案内に従って、利用希望者登録を行う必要があります。

ただし、成田空港及び中部空港における登録は、出国審査場にて行いますので出国当日のみ可能です。また、関西空港における登録は、セキュリティチェック前に行いますので、出国審査場では登録出来ません。ご注意ください。

4 自動化ゲート利用希望者登録の受付場所と時間

- 東京入国管理局 … 2階再入国申請カウンター 9時～16時(土・日・祝日，12月29日～1月3日を除く)
- 名古屋入国管理局 … 2階自動化ゲート利用者登録カウンター 9時～16時(土・日・祝日，12月29日～1月3日を除く)
- 大阪入国管理局 … 3階審査管理部門（出入国担当窓口カウンター） 9時～16時（土・日・祝日，12月29日～1月3日を除く）
- 成田空港 … 第1ターミナル及び第2ターミナルの各出国審査場 8時～17時
- 中部空港 … 出国審査場 8時～21時
- 関西空港 … 4階国際線出発北集合エリア前（C I Q P Rルーム隣） 8時～16時

5 自動化ゲート利用希望者登録の手続

(1) 必要なもの

- 旅券（再入国許可書を含む。）又は難民旅行証明書
- 自動化ゲート利用希望者登録申請書（外国人用）

(2) 登録の方法

- 申請書に必要事項を記入してください。
- この利用案内を十分に読んだ上、その内容を了解の上、同意した旨の署名をしてください。
- 申請書と旅券（又は難民旅行証明書）を、登録場所の担当者に提出してください。
- 担当者の案内に従い、両手（ひとさし指）の指紋及び顔写真を、専用の機器を使って提供してください。
- 登録が終わりましたら、担当者から、登録済のスタンプが押された旅券をお受け取りください。なお、機械読取りの旅券をお持ちでない方は、このスタンプに加えてQRコードシールが旅券に貼付されます。

(3) 登録完了のご案内

登録の手続上、申請されたその場で登録が完了しないことがあります。その場合には、後日結果の通知を郵送しますので、登録が完了した旨の通知を受けられた方は、ご都合のよいときに通知書に記載された登録受付窓口にお立ち寄りください。

6 自動化ゲート利用希望者登録に当たっての留意事項

○ 旅券に併記されている方は利用希望者登録ができません。

自動化ゲート利用時は、旅券の番号で登録された方を検索しますが、自分だけの旅券がなく、親族の旅券に自分の名前が併記されている方は、固有の旅券の番号がないため、登録ができません。併記旅券の名義人御本人が登録される場合は、登録された方がお一人で自動化ゲートを利用する場合に限り可能となります。

○ 両手の指紋を提供できない場合は利用希望者登録をすることはできません。

自動化ゲート利用時は、両手の指の指紋で登録された方との同一人性を確認（認証）しますが、片手の全指が欠損しているなど、一方の手についていずれの指の指紋も提供ができない場合は、十分な認証ができないため登録ができません。

ひとさし指の指紋の提供が不可能な方は、中指、薬指、小指、おや指の順番で、いずれかの提供可能な指の指紋を提供してください。

なお、提供不可能な理由が一時的なケガであっても、自動化ゲートの利用には、登録した指紋と同じ指の指紋で認証を受ける必要がありますので、ひとさし指以外の指の指紋を提供された方はご注意ください。

○ お子さんについては、指紋の登録あるいは自動化ゲートでの認証ができない場合があります。

利用に年齢制限はありませんが、12歳位までのお子さんについては、指紋が十分に安定しておらず、指紋の登録ができない場合があります（登録ができて、自動化ゲートでの認証ができないことがありますので、ご注意ください）。

- **自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供ができない方は利用できません。**
セキュリティ上問題があるため、自動化ゲートを一度に2人以上が通過することはできません。したがって、お一人では指紋の提供ができない方は利用できません。
- **登録時に提供のあった指紋を含む情報は、行政機関個人情報保護法に規定する個人情報として取り扱われ、同法に基づいて可能な範囲を超えて利用又は提供されることはありません。**

7 自動化ゲートの利用方法

(出国時)

- 自動化ゲートの手前に旅券及び指紋等の読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券等の身分事項ページ（写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。（機械読取りではない旅券等をお持ちの方は、登録済みスタンプの近くにあるQRコードが貼付されたページを開き、QRコード読取装置にかざしてください。）
- 次に、画面の案内にしたがって、再入国許可証印のQRコードをQRコード読取装置にかざしてください。
- 続いて、画面の案内にしたがって、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置で提供してください。
- 認証が終わりましたら、職員がゲートを開けますので、職員の前に進み、旅券とあらかじめすべての欄の記入を終えたREカードを渡してください。その際、証印が必要な方は、その旨を職員に伝えてください。
- 職員が旅券を返納します。
これで手続はおしまいです。

(再入国時)

- 自動化ゲートの手前に旅券、指紋及び顔写真等の読取装置があります。画面の案内にしたがって、まず、旅券等の身分事項ページ（写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。（機械読取りではない旅券等をお持ちの方は、登録済みスタンプの近くにあるQRコードが貼付されたページを開き、QRコード読取装置にかざしてください。）
- 次に、画面の案内にしたがって、REカードのバーコードをバーコード読取装置にかざしてください。
- 続いて、画面の案内にしたがって、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置で提供してください。また、続いて顔写真を撮影しますので、カメラの方向を向いてくださ

い。

- 認証が終わりましたら、職員がゲートを開けますので、職員の前に進み、旅券とあらかじめすべての欄の記入を終えたREカードを渡してください。その際、証印が必要な方は、その旨を職員に伝えてください。
- 職員が旅券を返納します。
これで手続はおしまいです。

※ 成田空港の第1ターミナル南ウイング及び第2ターミナル南口の出国及び上陸審査場の場合は、有人レーン型の自動化ゲートのみご利用頂けます（無人ボックス型の自動化ゲートは日本人専用となっております。）。

8 自動化ゲートの利用に当たっての留意事項

- 単純出国する場合（再入国の予定がない場合）は、自動化ゲートは利用できませんので、一般の出国審査ブースを利用してください。
- 自動化ゲートをご利用いただいた場合は、特に申し出がない限り、旅券に出入国の証印が押されませんので、証印が必要な方は、その場で証印を押すよう職員に申し出てください。
- 自動化ゲートを利用した後に証印を受けることはできませんので、出入国の記録が必要になった場合は、法務省に対して個人情報の開示請求（注）を行っていただく必要があります。なお、その手続には相当の期間を必要とします。
（注）開示請求先（www.moj.go.jp/DISCLOSE/disclose05-05.html）
法務省大臣官房秘書課個人情報保護係
住 所： 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電 話： 03-3580-4111（内線）2034
受 付： 午前9時30分から正午、午後1時から午後5時（土日祝祭日を除く。）
- 自動化ゲートの登録期限は、旅券等の有効期間満了日の前日又は再入国許可の有効期間満了日のいずれか早い日までです
（旅券に押印された登録済のスタンプの中に記入してありますのでご確認ください。）。
- 次のような場合で、自動化ゲートの利用を継続したいときは、改めて自動化ゲートの利用希望者登録をしていただく必要があります。
 - ・ 新たな旅券を取得した場合
 - ・ 新たな再入国許可を受けた場合
 - ・ 1回限り有効の再入国許可を使用した場合
 - ・ 在日外国公館等において旅券の有効期間を延長したり、在外日本公館において再入国許可期間を延長した場合（注意）在外日本公館において延長された再入国許可により入国した場合、当該再入国許可は失効するので、再度出国しようとする場合には、新たな再入国許可を受ける必要があります。

- ・ 再入国許可書をお持ちの方で、再入国許可は有効であるが、許可書の査証欄に余白がなくなったことなどにより新たな再入国許可書に証印の転記を受けた場合

9 自動化ゲート利用希望者登録の抹消の手続

- 利用希望者登録の抹消を希望される方は、自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書を記入し、4のいずれかの場所で提出してください。郵送していただくこともできます（郵送する際には、封筒に「自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書在中」と朱書きして利用希望者登録をされた場所あてに送付してください）。登録は抹消され、提供された指紋情報も消去されます。

[郵送の場合のあて先]

〒 108-8255 東京都港区港南 5-5-30

東京入国管理局審査管理部門

〒 455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18

名古屋入国管理局就労審査部門審査管理班

〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

大阪入国管理局審査管理部門

〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル
6階

東京入国管理局成田空港支局審査管理部門

〒 479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 C I Q棟内

名古屋入国管理局中部空港支局審査管理部門

〒 549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

大阪入国管理局関西空港支局審査管理部門

10 自動化ゲート利用希望者登録の抹消等に関する留意事項

- 代理人による抹消の申し出は認められません。
- 自動化ゲートの登録期限を過ぎると、登録は抹消されて、提供された指紋情報も消去され、自動化ゲートの利用ができなくなります。
- 自動化ゲートの登録期限までに、出入国管理及び難民認定法第5条に定める上陸拒否事由に該当することとなった場合、紛失や盗難などにより登録した旅券の失効が判明した場合なども同様です。
紛失後にその旅券が見つかったような場合でも、自動化ゲートの利用はできませんので、ご注意ください。
- 利用希望者登録が抹消された旨の通知は申請書に記載された居住地に郵送します（逮捕状が発付された場合など通知を行わない場合もありますので、ご了承ください）。なお、登録後の居住地の変更の届出は可能です。

〔自動化ゲートに関する問い合わせ先電話番号〕

- 東京入国管理局 … 審査管理部門（０３－５７９６－７２５１）
- 名古屋入国管理局 … 就労審査部門審査管理班（０５２－５５９－２１１２）
- 大阪入国管理局 … 審査管理部門（０６－４７０３－２１００（代））
- 成田空港支局 … 総務課（０４７６－３４－２２２２（代））
審査管理部門（０４７６－３４－２２１１）
- 中部空港支局 … 審査管理部門（０５６９－３８－７４１３）
- 関西空港支局 … 審査管理部門（０７２－４５５－１４５７）

（以 上）